2026年11月13日

各　位

会　　社　　名　中央自動車工業株式会社
代　表　者　名　代表取締役社長 坂田 信一郎
（コード番号8117　東証スタンダード市場）
問　　合　　せ　常務取締役総務本部長 住吉 哲也
（TEL 06－6443－5192）

株式付与ＥＳＯＰ信託導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本制度の導入について

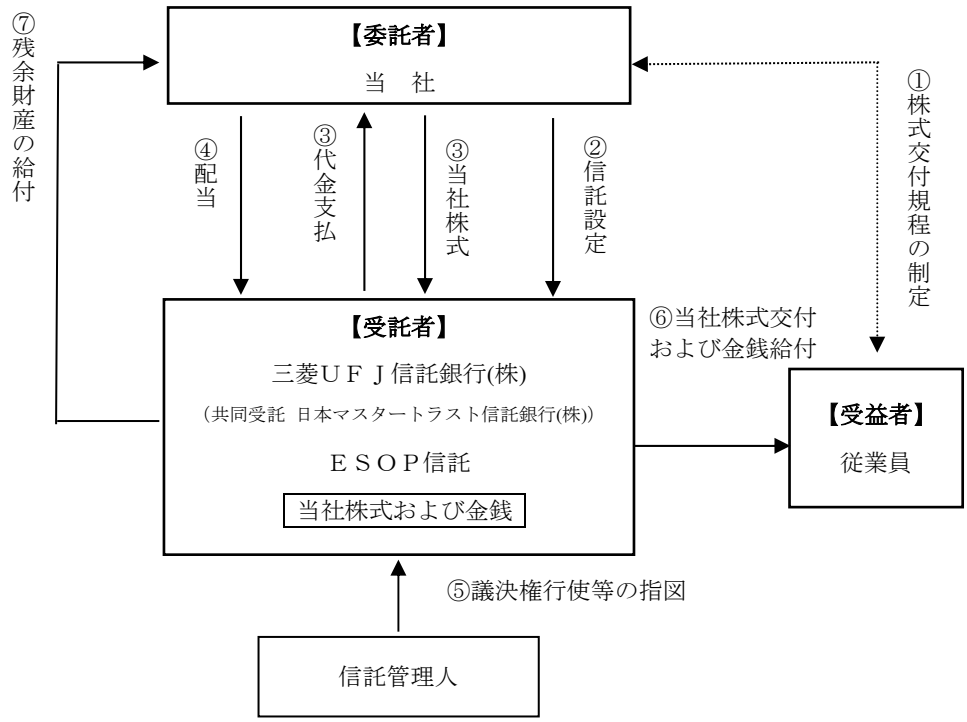
(1) 当社は、当社の企業価値向上に対する従業員の意識を高めるとともに、中長期的な業績向上および株価向上へのインセンティブを付与し、従業員エンゲージメントの向上を図ることを目的に、人的資本への投資の一環として、本制度を導入します。

(2) 本制度では、株式付与ＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。従業員インセンティブ・プランとしてＥＳＯＰ信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。

(3) ＥＳＯＰ信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ＥＳＯＰ信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

（※）本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式4,474,266株(2026年9月30日現在)のうち、135,100株（267,768,200円）をＥＳＯＰ信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

２．本制度の仕組み



① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするＥＳＯＰ信託を設定します。
③ ＥＳＯＰ信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
④ ＥＳＯＰ信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
⑤ ＥＳＯＰ信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ＥＳＯＰ信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭が給付されます。
⑦ 本信託の終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

（注）信託期間中、ＥＳＯＰ信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ＥＳＯＰ信託に追加で金銭を信託することがあります。

【ご参考】

●信託契約の内容

(1)信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2)信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
(3)委託者	当社
(4)受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（共同受託者	日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
(5)受益者	従業員のうち、受益者要件を充足する者
(6)信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
(7)信託契約日	2026年11月30日（予定）
(8)信託の期間	2026年11月30日 ～ 2029年８月31日（予定）
(9)制度開始日	2026年11月30日（予定）
(10)議決権行使	受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
(11)取得株式の種類	当社普通株式
(12)取得株式の総額	267,768,200円
(13)株式の取得方法	当社（自己株式処分）から取得

以　上